

令和4年8月1日

松阪市議会議長

堀端 脩 様

市民クラブ  
東村 佳子

【市町村議会議員研修 [2日間コース] 第2回「自治体決算の基本と実践」  
～行政評価を活用した決算審査～

### 研修報告書

日時：令和4年7月20日～21日

場所：全国市町村国際文化研修所

講師：1日目：金崎健太郎氏（JIAM 客員教授、武庫川女子大学教授）

2日目：小西敦氏（静岡県立大学経営情報学部）

#### ◎目的

地方議員が身に付けておきたい決算書類審査のポイント及び財政指標による自治体財政分析の手法を学ぶとともに、行政評価手法を活用して事務事業の改善ポイントを検討し、予算審議にも活用していく方法を学ぶ。

#### ◎研修内容

##### ◆自治体決算の意義と審査のポイント

講師：武庫川女子大学経営学部 教授 金崎 健太郎 氏

自治体決算の意義について学び、その役割や重要性について理解する。

実際の決算審査の際のポイントなどについて学ぶ。

- ・自治体決算とは一会計年度の歳入歳出予算について作成する確定的な計数表  
作成目的は住民の福祉の増進  
報告主体は首長、報告先は住民、提出先は議会  
説明責任は議会の承認（予算）認定（決算）

簿記方式は単式簿記、認識基準は現金主義、出納整理期間あり

決算書類は歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、財産に関する調書

- ・ 財政診断に活用できる資料

指標に基づいて全国で比較でき、診断することができる

財政が大丈夫か、成果が出たかどうか

それぞれの市町村で公表

財政状況の公表資料

決算関係資料

定員・給与関係公表資料

出資法人等の経営状況の議会報告

行政改革に関する資料

財務4表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）

総務省による公表

類似団体別市町村財政指数表

- ・ 普通会計

統計上一般行政部門の会計を普通会計として整理し、その他の会計（公営事業会計）

と区分する⇒比較する為の括り直し

- ・ 実質収支：歳入と歳出の収支は合っているか、黒字か赤字かを判断する中心

実質収支＝歳入決算額－歳出決算額－翌年度への繰り越し財源

- ・ 実質収支比率

歳入と歳出のバランスの程度を見る

実質収支比率＝（実質収支／標準財政規模）×100 目安3～5%

- ・ 単年度収支、実質単年度収支

単年度収支＝実質収支－前年度の実質収支

実質単年度収支＝単年度収支＋財政調整基金積立額＋地方債繰上償還額－財政調整

基金取り崩し額 \*実質単年度収支の赤字が継続⇒次第に財政が危険水域へ

- ・ 財政力指数

財政面での豊かさ程度は

基準財政需要額－基準財政収入額＝普通交付税

財政力指数＝基準財政収入額（過去3年間の平均値）／基準財政需要額

\*財政力指数が高い⇒留保財源が大⇒財源に余裕

- ・ 経常収支比率

経常収支比率＝（経常経費充当一般財源÷経常一般財源）×100

\*経常的な一般財源のうち、どの程度が経常的な経費にとられているか⇒政策的な経費などに回す余裕はどの程度あるのか

- ・健全化判断比率
  - 実質赤字比率：普通会計 A
  - 連結実質赤字比率：A+公営事業会計 B
  - 実質公債費比率：B+一部事務組合・広域連合 C
  - 将来負担比率：C+地方公社・第三セクター等
- ・実質赤字比率
  - 一般会計等の赤字の大きさをその団体の財政規模に対する割合で表したもの  
普通会計に相当する会計における実質赤字の額÷標準財政規模
- ・連結実質赤字比率
  - 公営企業を含む全会計の赤字の大きさをその団体の財政規模に対する割合で表した  
連結実質赤字額+公営企業特別会計の実質的な資金不足額÷標準財政規模
- ・実質公債費比率
  - 実質的な借金返済額の大きさをその団体の財政規模に対する割合で表したもの  
今負担している借金が自治体の身の丈にあっているのかどのくらいなのか見る指標
- ・将来負担比率
  - 一般会計の借入金や第 3 セクター等まで含めた将来支払っていく可能性のある負担  
額の大きさをその団体の財政規模に対する割合で表したもの  
(将来の財政圧迫の可能性を表す)

## ◆行政評価等を活用した決算審査

講師：静岡県立大学経営情報学部 教授 小西 敦 氏

公会計財務書類や行政評価等、決算審査を行ううえで知っておくべき基本的なデータや活用できる評価手法等について学ぶとともに、それらを活用した決算審査の進め方について理解を深める。

- ・行政評価の基本
  - 地方自治体の行政評価を規定する国法は存在しない⇒地方自治体の自由  
評価主体⇒自己評価・外部評価：議会の位置づけがポイント
  - 法的根拠⇒条例・条例以外
  - 目的⇒説明責任の徹底、行政の質や効率性の向上、成果重視への転換
  - レベル⇒事務事業、施策、政策
  - 観点⇒必要性、効率性、有効性など！
  - 密接関連事項⇒地方創生、EBPM など
  - \*EBPM とは Evidence Based Policy Making
  - 証拠に基づく政策立案（地方財政改革、地方行財政の見える化改革）

- ・行政評価の根拠条例の例

宮城県：県民の視点に立って成果を重視する県政を推進（第70号目的第1条）

浦安市：効果的かつ効率的な行政運営を行うため、行政評価を実施し、その結果を施策等に反映する。市民等が参加できるよう努め、結果をわかりやすく公表する（令和4年行政評価第8条）

- ・議会基本条例

栗山町議会：政策等の審議にあたり政策等の水準を高める観点から立案、執行における論点、争点を明らかにするとともに執行後における政策評価に資する審議に努める（平成18年条例第17号）

会津若松市議会：本議会における審議。議決等を通じて市民に対して市長等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する（平成20年条例第19号）

富士市議会：決算の審査にあたり、執行した事務等の評価を行うため、必要な資料等の提出を求めることができ、予算編成に生かすため、議会の評価を市長に対して明確に示すとともに予算に反映するように求めなければならない（平成22年条例第32号）

武蔵野市議会：市長等が執行する事務事業が適正に行われているかを監視し、評価するものとする（令和2年条例第1号）

- ・藤枝市議会の議会改革

議会の重要な機能、役割として

① 地方自治体の基本事項を決定（議決）する団体意思の決定機関

② 執行機関を監視、評価する機能

3つのチェック体制

① 決算特別委員会：前年度決算の審査、施策の評価、次年度予算編成に向け提言

② 予算特別委員会：次年度予算の審査を行い、決算特別委員会から出されたていげんの反映状況のチェック

③ 常任委員会：限年度事業の課題や進捗状況をチェック

- ・政策過程の各段階における議会の役割

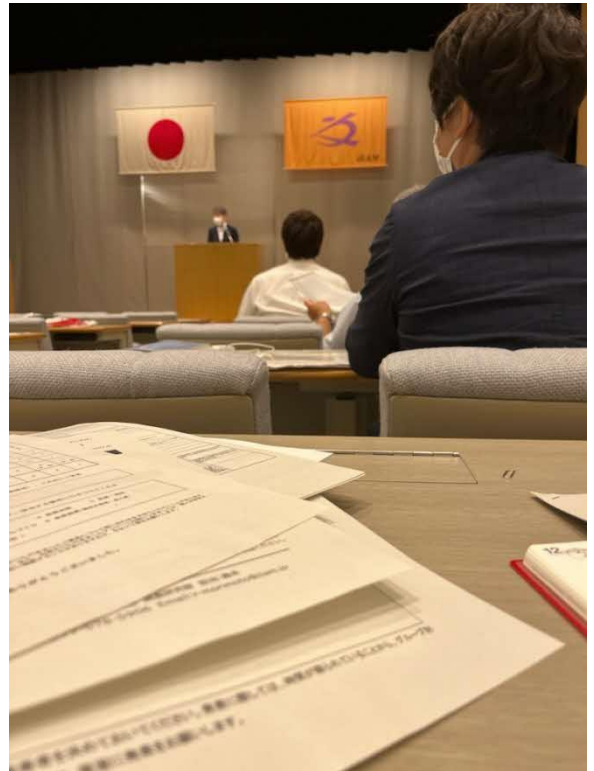
課題認識⇒政策立案⇒手段、資源⇒活動実績⇒活動成果⇒住民への影響

## ◎所感

全国から集まった志を同じくする議員方々と学べる貴重な2日間となりました。

行政評価の目的は政策の向上、成果の重視、説明責任であるということ、また、行政評価は住民のためのものであるということ肝に銘じて各議会、各議員において自らに合った取り組みでより機能を高めていければと思えました。まだまだ精進あるのみ、です。

\* 研修の様子



\* 研修施設

